

## 〔参 考2〕

### 在宅老人デイ・サービス事業の実施について

昭和63年1月30日 社老第10号  
厚生省社会局老人福祉課長

在宅老人デイ・サービス事業（以下「事業という。」）の実施及び推進については、かねてより特段の御配慮を煩わしているところであるが、本事業の実施については、地域の実情に応じた弾力的な運営を行う必要が生じてきている。このような状況に鑑み、今般、本事業の運営について、下記の取扱いを行うこととしたので、管下市町村に対し周知徹底を図るとともに、本事業の一層の推進に御配慮願いたい。

#### 記

1. 基本事業の実施に当たって、1日当たりの標準利用人員は、おおむね15人以上とされているが、事業開始時には10人程度の利用人員であっても差し支えない。

ただし、事業開始6ヶ月後には1日当たりの標準利用人員はおおむね15人以上とすること。

2. 送迎のためのリフトバス等については、地域の実情に応じ補助基準額の範囲内でリフトバス等を2台以上購入することを認める。

なお、補助の対象の車種はリフトバスのほか、寝台付車両等を含むものであること。

3. デイ・サービスセンターの規模は、浴室、食堂、厨房、便所、事務室等が特別養護老人ホーム等併設施設（以下「併設施設」という。）との共用が可能であり、かつ、デイ・サービスセンター

及び併設施設の運営に支障がないと認められる場合に限り、デイ・サービスセンターの専用面積が165㎡以下であっても運営費及び施設整備費の補助対象とする。

4. 地域事情等、やむを得ない事情により、複数の市町村が同一のデイ・サービスセンターにおいてデイ・サービス事業を実施する場合については、運営に要する費用を各市町村が利用者数等に応じて按分して支出することとし、都道府県は、それぞれが支出した額に応じて各市町村に補助することができるものとする。

ただし、この場合においても、当該デイ・サービスセンターの1日当たりの標準利用人員はおおむね15人以上とする。

5. その他

(1) デイ・サービスセンターが調理業務を委託する場合、調理はデイ・サービスセンター又は併設施設の厨房で行うものとする。

(2) 基本事業の運営は週6日間を標準とするものであるが、通所事業及び訪問事業はその利用者の状況に応じ、週のうち曜日を決めて行うことができるものとする。

ただし、週のうちそれぞれ3日以上は事業を実施することとする。